

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年3月17日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区立砧中学校改築に伴う整備方針策定支援業務委託

#### (2) 業務内容

世田谷区の公共施設については、平成29年3月に「世田谷区公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設マネジメントの方針を示した。区の公共施設は今後30年の間に改築や大規模な改修が集中する時期を迎え、学校施設についても例外ではない。

本プロポーザルは、令和6年3月改訂の「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）」に基づき次期改築校に選定された砧中学校について、世田谷区がこれまでに検討した整備方針案をより多角的かつ専門的な視点で、今後の学校施設に求められる機能と水準を満たしながら、柔軟な発想による提案を求めるものであり、改築に向けた整備方針策定支援業務を委託するものである。

#### (3) 履行期間（予定）

契約の日から令和8年3月13日まで

#### (4) 提案限度額

16,300千円（消費税を含む。）以内

### 2 参加資格

参加希望届出書提出日現在、次に掲げる項目のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 世田谷区から指名停止（入札参加禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (6) 東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付において、建築設計格付が1位から100位以内の建築設計事務所であるか、平成27年度以降に、公共施設の新築又は改築に係るCM（コンストラクション・マネジメント）業務を完了しているこ

と。

- (7) 以下の①又は②のうち、いずれか1項目以上の実績を有すること。
  - ①平成27年度以降に、延床面積5,000㎡以上の公立小・中学校（義務教育学校を含む）の新築または改築にかかる設計業務を完了した者
  - ②平成27年度以降に、延床面積5,000㎡以上の公立小・中学校（義務教育学校を含む）の新築または改築にかかるCM（コンストラクション・マネジメント）業務を完了した者
- (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。
- (9) 世田谷区立砧中学校改築に伴う整備方針策定支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

### 3 2次提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、プロポーザル参加資格確認通知を受理した者。

### 4 提案書を特定するための評価基準

#### (1) 1次審査における評価項目

評価項目	評価事項
事業者の体制・実績 (業務経歴等)	業務実績、業務体制
担当チームの能力 (技術者等の経験と実績)	管理技術者及び主任技術者の資格・経歴、業務実績等

#### (2) 2次審査における評価項目

評価項目	評価事項
業務実施方針	業務実施体制、取組み姿勢、業務スケジュール等
提案課題	①整備手法の提案や比較（対象の棟ごと）
	②事業スケジュールとコスト低減等に関する提案
	③その他の提案

### 5 手続等

#### (1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育環境課

住 所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所西棟1階（102番窓口）

(土・日曜日、祝日並びに月～金曜日の正午～13時を除く、9時～17時)

電 話 03-5432-2663

(2) 説明書等の交付期間及び方法

期 間 令和7年3月17日(月)～4月2日(水)午後5時

方 法 世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02040/23881.html>

[トップページ](#)→[事業者の方へ](#)→[現在実施中のプロポーザル情報](#)→[子ども・教育・若者支援](#)

又は(ホームページの上部検索スペースにページ番号「23881」と入力して検索)

(3) 質疑応答の期間並びに提出方法

受付期限 令和7年3月26日(水)17時まで

方 法 以下のLoGoフォームに必要事項を記載し提出

<https://logoform.jp/form/JqMJ/958567>

回 答 令和7年3月31日(月)までに全ての質問と回答を一括して取りまとめ、ホームページ上にて公開

(4) 参加希望届出書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和7年4月2日(水)午後5時(必着)

場 所 上記(1)に同じ

方 法 事前連絡のうえ、直接持参すること。(郵送不可)

(5) 提案書類一式の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和7年5月9日(金)午後5時(必着)

場 所 上記(1)に同じ

方 法 事前連絡のうえ、直接持参すること。(郵送不可)

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成要否：要

(4) 関連業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：有

令和8年度以降：基本構想案等作成支援業務委託、基本設計業務委託、  
実施設計業務委託、工事監理業務委託

(5) 提案にかかる費用は、参加者の負担とする。

(6) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(7) 区は、選定作業に必要な場合は提案書の複製を作成することができる。

(8) 事業者からの提出物は返却しない。

(9) 区は、本件に参加表明をした者及び提案書を提出した者の商号・名称及び提案書の特定理由(審査経過等)を公表することができる。

- (10) 本件は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- (11) 本件は令和7年第1回区議会定例会での予算成立を条件とし、当該予算の議決又は配当がなされなかった場合、プロポーザルを中止する。
- (12) 詳細は説明書による。